

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

府民の絆による公益活動支援プログラム

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府

3 地域再生計画の区域

京都府の全域

4 地域再生計画の目標

<現状>

京都府では、社会構造の急速な変化に伴い価値観の多様化やコミュニティの希薄化が進み、地域の課題も一層複雑化・専門化しており、それに伴い公共サービスの領域が広がるとともに、地域の団体等と行政の役割分担も変化してきている。

こうした公共サービスへのニーズに対応し、地域の課題解決を図り活力ある地域社会づくりを進めるためには、地域住民・団体・行政がそれぞれの役割を發揮し、社会全体で公共・公益を担うことが求められている。この公益を行政と共に担うNPO法人については、毎年、京都府で新たに約100の法人が設立され、現在1000以上の法人が活動しているが、年間支出額が1千万円以下の法人が約8割と財政基盤が脆弱であるため、資金援助を求める団体が多い。

また、様々な地域の課題解決や活性化に取り組む団体は小規模なことが多いため、安定した活動の展開が難しく、社会的信用が得にくいだけでなく、運営や活動を支援する社会的な仕組みが十分に整っていないため、それぞれの活動が持続しにくい現状がある。

このような現状の中、京都府では地域に暮らす方々が協働して自主的に、暮らしやすい魅力的な地域をつくる『地域力再生プロジェクト』に平成19年度から取り組んでいる。

『地域力再生プロジェクト』の中で、公共サービスの提供主体は行政のみの「おまかせ民主主義」から離脱し、NPOを含めた様々な主体が公共を担う新しい体制や、活動主体間の新しい関係をつくり、「持続可能な地域再生」が必要であると位置づけている。そのため、NPOや地域団体など住民を中心としたセクターが力をつけるとともに、行政、企業、大学など様々な主体間で連携・協働する「水平型プラットフォーム」の実現や、公益的な活動に必要な経営資源を民の力で生み出すことが必要となっている。

しかし、このような仕組みが確立していないため、住民自身の力で課題解決

し、地域の魅力を高める「住民自治社会の実現」や「自立した地域社会の新しいモデル形成」が実践できていないのが現状である。

この現状を打破するためには、これらの活動を支える資金的支援に府民自らが参画し、民が民を支援できる仕組みづくりや、NPOと住民自治組織との協働を始め、NPOとの企業・行政のマッチング（引き合わせ）をコーディネートする公共人材の育成などが求められている。そこで、京都府では「地域力再生プロジェクト」の一環として、府民・企業が自らの意思で、資金・建物・土地・資材・人材等の提供により府民が行う公益的活動を支援できるソーシャル・ファンドづくりなどの施策を進め、分権型社会の基盤形成を目指すこととしている。この取り組みにより、府民の様々なニーズに応え、コミュニティの活性化を目指す。

<課題と目標>

公の領域における活動を「官から民へ」拡大するため、住民自治の伝統をもつ京都の地域資源である人々の絆に結ばれた様々な協働主体を顕在化し、そのマッチングやネットワーク化を進めていく仕組みづくりが必要となっている。また、NPOなどの府民の手による公益の実現を府民自らが支える地域社会を形成し、「持続可能な地域再生」を目指す必要がある。

そのため、地域再生計画によって達成する目標を次のとおり設定する。

<目標1>

- 府民・企業等がNPO法人等の公益的な活動内容を評価し、支援できるシステムを構築し、NPOが説明責任を果たすモデルを確立することで、府民がNPOの健全な成長を支えるための資金や資材の提供を行う。
 - ・ 府民自らが公益実現を支える総合的なプログラムを持った「ソーシャル・ファンド」を運営する組織（公益財団）の設立
 - ・ NPO法人の公益性を評価する指標の作成
 - ・ ソーシャル・ファンドを活用した資材・資金等の提供

<目標2>

- 分権型社会のガバナンス（統治）の確立に向け、NPOと行政、住民自治組織、企業などが協働するなかで、京都らしいCSR（企業の社会的責任）モデルの創造・発信などにより、府内全体に社会貢献に寄与する取り組みを拡げる。
 - ・ 企業、NPO、府民の誰もが参加できるCSRに関する研究会の開催と、研究成果のwebでの発信とCSR冊子の作成
 - ・ NPOや地域団体・行政・企業が参加した協働政策づくりのためのプラットフォームの形成

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

京都府では、平成19年12月に「京の力、明日の力 地域力再生支援プラン」を策定し、住民自身が地域の課題に気付き、NPOや企業、大学、地方自治体と連携、協働して、課題の解決や地域の魅力アップの活動を進める『地域力再生プロジェクト』に取り組んでいる。

このように様々な主体が協働する中での住民自治社会を実現し、「自立した地域社会の新しいモデル形成」を図り、京都から分権型社会を推進する取組として発信していきたいと考えている。

こうした自立した住民自治社会の体制づくりのためには、府民や企業、行政が共に資金や資材を提供し、府民自らが府民の公益を支えることができる仕組みを構築する必要があり、そのための具体的施策の方向を示した「きょうと元気な地域づくり応援ファンド検討プラン」を策定したところである。本アクションプランでは、「収益を目的としない公益的な活動への支援」と「コミュニティビジネス等支援」の2つのプログラムで様々な活動支援を行い、地域全体で公共・公益を担う社会づくりを進めることとしている。

特に収益を目的としない公益的な活動への支援については、府民の様々なニーズに対応できるよう、府民や企業から提供された「資金・建物・土地・資材・人材」などを活動団体に提供する仲介支援組織（ソーシャル・ファンド運営組織）の設立を京都府が支援することとしている。

この組織を活用することで、府民が社会貢献の直接的従事者（支援を受ける側）と間接的従事者（支援する側）になる。また、府民の善意による資金等が活動実績を評価されたNPOや地域活動団体の活動を促進することとなり、府民が自主的・自立的に公益活動を支える持続可能な住民自治を育むことができる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生の支援措置を適用して行う事業

・支援措置の名称と番号

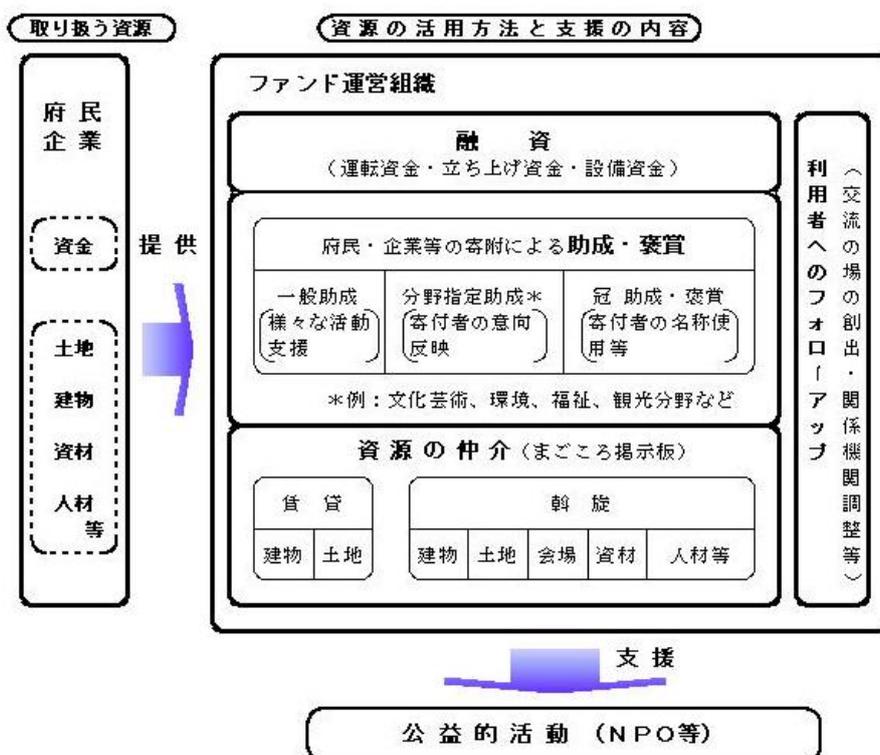
官民パートナーシップ確立のための支援事業【B2001】

・事業の具体的実施内容

(1) 官民協働でのソーシャル・ファンドの設立

府民や企業から提供された「資金・建物・土地・資材・人材」などを活動団体に提供する仲介支援組織（ソーシャル・ファンド運営組織）を「公益財団」として設立する。

<ソーシャル・ファンドのイメージ>



● プロジェクトチームによるソーシャル・ファンドの制度の設計

行政、NPO、企業関係者、学識経験者などで構成したプロジェクトチームを設置し、ソーシャル・ファンドの具体的な支援プログラムについて検討する。検討に際しては、不動産証券化による資金調達や、用途廃止された公有財産活用など既存のファンドにはない制度も構築し、その成果はフォーラム等を通じて広く発信する。

● NPO法人の公益性を評価する指標の研究と、そのシステム化

NPO法人の公益性を評価する指標の開発を進め、ファンドの運用に当たっては、当該評価指標を用いて社会的認証を行う。本認証制度をシステム化することにより、量的に拡大したNPO法人の公益的活動の可視化とそれによるNPOセクターへの企業・府民からの支援の持続的拡大を図る。

● プレ企画の実施

企業セクター向け研究会の参加企業等とNPOとを引き合わせ、協働・促進を図る。また、行政や企業の不要物品（机などの事務機器）をNPOに提供する企画を実験的に実施する。

● ソーシャル・ファンドの役割を広く市民と考える

広く府民に対して、ファンドを核とした自治社会の確立に関して考えるフォーラム等を開催する。これにより、これからの地域社会を展望し、ファンドの役割や、市民自身がファンドを育てていく雰囲気を作り出す。

(2) 水平型ガバナンス（統治）の構築に向け、ソーシャル・ファンドが果たす役割の検討

ソーシャル・ファンドは府民組織が運営するため、行政では取り組めない萌芽的な社会課題に対応しているNPOを支援できる特性を持っている。この行政では取り組めない課題にはどのようなものがあるのかを検討するとともに、それらの課題を行政とNPO、地域が協働する中で解決していく協働政策づくりについて検討する。

● 企業セクター向け研究会の開催

CSR（企業の社会的責任）について、企業、NPO、府民の誰もが参加できる研究会を継続的に開催することで、さまざまな主体が社会的責任に関する理解を深め、また地域の中小企業の形態に応じたCSRのあり方を探求する。

また、それらの成果はwebで広く発信すると共に、冊子化し広く頒布する。

● 地域・NPO・行政・企業のプラットフォームの形成

協働政策づくりのために、NPO間での連携軸の構築や、地域とNPO、NPOと行政、企業の協働事業の属性・特徴を広く議論できるプラットフォームを形成し、このファンドが支援する事業領域を多角的に検討する。

● **ソーシャル・ファンドを活かす公共人材の育成研修**

京都の知的資源である大学や経済団体、自治体、NPOが協働して、ソーシャル・ファンドの仕組みを活かすことができる公共人材を育成する研修システムの開発と、その試行研修会を開催する。

6 計画期間

認定の日から平成21年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事業

外部委員を含めた委員会で事業評価を行い、結果をweb等で公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし